

亀山市告示第112号

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成28年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(家庭生活支援員の派遣等) 第6条 [略] 2 家庭生活支援員の派遣時間は、1時間を単位とし、1日につき8時間以内とし、かつ、1年につき10日以内とする。  [3 略]	(家庭生活支援員の派遣等) 第6条 [略] 2 家庭生活支援員の派遣時間は、 <u>前条第2項第1号の生活援助にあつては1時間を、同項第2号の子育て支援にあつては2時間（連続して2時間を超えて行う場合における2時間を超える部分については1時間）</u> を単位とし、1日につき8時間以内とし、かつ、1年につき10日以内とする。  [3 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。